

■今と未来を生きる全ての子どものために■

西東京市

子ども条例

を紹介します！



子ども条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的としてつくられています。

また、子どもの育ちを支える人たちの役割や、子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくること等が書かれています。

「子ども条例」の全文はこちら

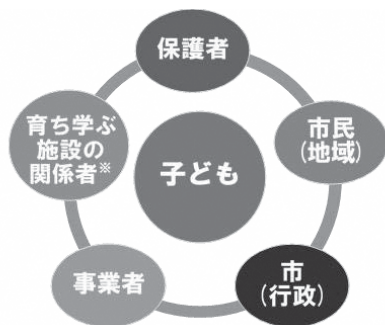
※市ホームページ



【子どもにやさしい西東京を目指した取組】

- 虐待を防ぎます。
- いじめ等の子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- 子どもの貧困を防ぎます。
- 心とからだの健康と安全な環境をつくります。
- 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- 社会の一員である子どもの考えや意見を大切にします。
- 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。

【子どもの育ちを支える人たちの役割】



条例では、子どもの育ちを支える人たちの役割とそれぞれが連携・協働していくことを定めています。

また、保護者の皆さんをはじめ、子どもの育ちを支える人たちが役割を果たせるよう、お互いに支援したり、支援を受けたりすることが示されています。

※保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、児童養護施設、児童館・センター、学童クラブ等のこと

子どもはもちろん、
ママ・パパにも大切

【子育て・子育て と 子どもの権利条約】

子ども条例は、世界の約束事である子どもの権利条約*や児童福祉法等の趣旨を踏まえて定めています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前に持っているもので、一人ひとりの子どもが人間として生きていくための要求や意思のことです。例えば、おなかがいっぱいならご飯を食べる、お母さんやお父さんに叩かれないで安心して暮らせるなど。

子どもにとって一番良いことを考えながら（これには、お母さん、お父さんが幸せであることも含まれます。）、みんなで子どもの育ちを見守り、支えていく西東京市を目指していきましょう。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、1989年に国際連合でつくられ、子どもの権利の基本が定められています。日本では、1994年に批准され、現在、全世界で196の国と地域が締約しています。

<参考 Web サイト>

➢ 公益財団法人 日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」

<https://www.unicef.or.jp/crc/>

➢ 外務省 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>



【子どもの権利の侵害を救済する仕組み】

いじめや虐待などの子どもの権利侵害について相談を受け、救済につなげるために「西東京市子どもの権利擁護委員」（愛称：CPT）を設置し、その窓口として「子ども相談室 ほっとルーム」を開設しています。相談・調査専門員が来所や電話、メールによる相談を受け付けています。



相談時間

平日 午後2時～午後8時

土曜日 午前10時～午後4時

日曜日・祝日・年末年始は休み

会ってお話しもできます。

子どものことなら、おとなも相談できます。

相談電話

フリーダイヤル キック なやみなし
0120-9109-77

メール相談受付フォーム

メール

相談受付フォームから送信できます。



FAX

042-439-6646

手紙

〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6

住吉会館ルピナス2階 子ども相談室 ほっとルーム宛